

東京都議会への要望活動について

当協会は、平成27年度東京都予算等に関し、東京都議会自由民主党及び都議会民主党政党に対して、9月に要望書を提出しました。

都市再生の促進

1. 国家戦略特区の区域拡大

構造改革の重点的推進により産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する国家戦略特区制度は、日本経済全体に大きな比重を占めている都において最も大きな機能を発揮すると考えられる。

都内各地において開発に向けた機運がますます高まりを見せていることから、特区区域の早期拡大をお願いしたい。

2. 民間事業者による公共インフラ活用支援

民間事業者が道路、河川、公園などの公共インフラを活用し、東京にふさわしいイベントの開催や賑わい空間の

創設などを行なうことは、国際都市東京を活性化させるための強力な手段となると考える。

民間事業者の公共インフラに対する活用インセンティブを高めるため、公共インフラの利用制限緩和、占用料の減免などを実施していただきたい。

3. 市街地再開発事業の推進

東京における土地の高度利用、都市機能の更新、災害防止などのため、市街地再開発事業の着実な推進が重要であり、ビル事業者も事業実施に努めてきたところである。

しかしながら、近年の建設コストの高騰は市街地再開発事業の事業性を急速に悪化させており、事業中止の事態も発生している。

市街地再開発事業の推進のため、民間事業者に対する公的補助の充実や公的融資の拡大、行政手続きの簡素化などの支援をお願いしたい。

都市の安全・安心対策

4. 特定緊急輸送道路沿道建築物に関する耐震診断期限等の延長及び支援の拡充

都は、大震災による道路閉塞を防止するため、「東京都耐震改修促進計画」において緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を平成27年度までに100%とする目標を掲げて建築物の耐震化を推進しており、この一環として、特定緊急輸送道路沿道の建築物について平成

26年度までの耐震診断を義務付けている。

しかし、テナントビル事業者が耐震診断を実施する際には、耐震性能が不足する場合の耐震改修や建て替えまでを計画に入れておく必要があり、また、耐震改修工事にはテナントとの仮移転交渉や営業補償交渉などが必要となることから、調整に時間を要し、耐震診断が遅延している。また、改修工事には営業補償などの経費が発生している。

特定緊急輸送道路沿道のすべての対象建築物について耐震診断が的確にされるよう耐震診断の期限を延長するとともに、耐震設計・改修工事に関する期限を延長し、改修工事に対する支援を拡充していただきたい。

5. 都市再生特別措置法の規定による備蓄倉庫に関する固定資産税・都市計画税の都税条例上の特例措置の延長

首都直下地震等による大災害の発生に備え、防災備蓄倉庫の整備は都の喫緊の課題の一つである。都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となつた備蓄倉庫に関する固定資産税、都市計画税の軽減措置の適用期限の延長を国に働きかけるとともに、平成27年度以降も実施する措置を講じていた

だときたい。

都市の環境対策

6. 東京都環境確保条例における温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の抜本的見直し

本制度の対象となる大規模事業所においては、CSR（企業の社会的責任）の観点から主体的に環境問題に取り組んでいることを踏まえ、本制度のようないくつかの規制的手法でなく、平成20年度改正以後の条例のように事業者の自主的な取組みを促す制度に改正すべきである。

また、本制度は、原因者負担の原則に反する不合理な仕組み（ビルのテナント専用部におけるテナントの事業活動によつて発生するCO₂の増加責任をビルオーナーに負担させること）であり、原因者責任の原則を踏まえた抜本的な見直しを図つていただきたい。

固定資産税等の負担水準の均衡化

7. 固定資産税・都市計画税に関する都税条例上の特例措置の延長

東京都（23区）において負担水準の上限を65%として導入されている商業地等の固定資産税・都市計画税に係る条例減額制度については、その根拠となつてきている地方税法附則第21条の適用期限の延長を国に働きかけるとともに、負担水準の上限をさらに60%に引き下げた上で、平成27年度以降も実施する措置を講じていただきたい。